

議案第109号

市の境界変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、上越市と妙高市との境界を別紙のとおり変更することを新潟県知事に申請するものとする。

令和6年9月2日提出

上越市長 中 川 幹 太

別紙（変更調書）

妙高市に編入する区域

上越市大字木島字市庵 376 の一部、377 の一部、407 の 3 の一部、408 から
414 までの各一部、415、416、417 から 423 までの各一部及びこれらの区域に
隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに 382 から 385 までに隣接する道路、
水路である公有地の全部、658 の 2 に隣接する水路である公有地の全部

上越市に編入する区域

妙高市大字上百々字下川原 851 の 2、852 の 2 の一部、853 の 2 の一部、854 の 1 の一部、855 の 1 の一部、大字広島字大池 884 から 886 までの各一部、900、901 の 2、962 の 2、1028 の 3 の一部、字影村 1029 の 4、1116、1117、1192 の 1、1193 の 1、1194 から 1196 まで、字万見 1293 の 2、1294 の 4、1294 の 5 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字上百々字与代 459、460、536、537 に隣接する道路である公有地の全部、大字広島字大池 888 から 891 までの地先の道路である公有地の全部、893、897 から 899 までの地先の道路である公有地の全部、字万見 1198、1290 から 1292 までに隣接する水路である公有地の一部

県営経営体育成基盤整備事業（面的集積型）「木島地区」
市の境界変更 位置図

